

## 令和5年度井の頭公園アートマーケット登録要領

### (目的)

第1条 この要領は、井の頭公園アートマーケット実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて、令和5年度に実施される井の頭公園アートマーケット（以下「アートマーケット」という。）の開催及びアートキャスト登録について、必要な事項を定める。

### (実施期間及び開催日)

第2条 本年度のアートマーケットの実施期間は、令和5年4月22日（土）から令和6年3月10日（日）までとする。

2 井の頭公園アートマーケット事務局（以下「事務局」という。）は、実施要綱第22条により、開催日及び開催時間を別紙のとおり定める。

### (資格)

第3条 アートキャストに登録できる者は、次の各号すべてに合致する者に限るものとする。

- 一 実施要綱第9条第2項により、日本国内に住所を有する満16歳以上の者。ただし、満16歳以上満18歳未満の者については、保護者の同意を要するものとする。
- 二 アートマーケットの主催者は、井の頭公園アートマーケット運営委員会（以下「運営委員会」という。）であり、アートキャストを審査、登録及びアートキャスト連絡協議会（以下、「キャスト連絡会」という。）を承認する主体であること、並びに公園管理者である東京都西部公園緑地事務所は、運営委員会の構成員であることを、十分に理解、認識している者であること。
- 三 アートマーケットの開催趣旨等を十分に理解し、その開催趣旨等及び運営に全面的に賛同する者。
- 四 実施要綱及び本要領に記載する事項を十分に理解し、その遵守を誓約する者。
- 五 公園管理者である東京都西部公園緑地事務所及び運営委員会の指示に従うことを誓約する者。
- 六 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他の反社会的勢力でない者。

### (作品等)

第4条 出展できる作品は、原材料の加工などにより、出展者自らが制作した絵画、イラスト、写真類、金属・木工等の工芸作品及びそれらに類するものとする。

- 2 パフォーマンスにあっては、音楽・演技等の不特定多数に対する自己表現であって、演じる者本人の独創性が認められるものとする。
- 3 前2項の作品及びパフォーマンス（以下「作品等」という。）は、アートマーケットの趣旨である井の頭恩賜公園を吉祥寺及び三鷹地区における手づくりの芸術・文化の創造、発信の場、市民交流の場とするに相応しい作品等及び公園の賑わい、活性化に寄与する作品等に限るものとする。

(作品等の制限)

第5条 次の各号に掲げる作品等は、アートマーケットに出展することはできない。

- 一 食品、飲料の類。
- 二 公序良俗に反する作品及び表現。
- 三 特定の宗教及び信条に基づく表現。または、表現を具現化した作品。
- 四 火気及び刃物の使用、その他来園者に危険となる行為。又は、その恐れがある行為。
- 五 医療行為及び医療行為に類する外観を有する行為又は誤認させ得る行為。
- 六 近隣住民や他の公園利用者の迷惑となるマイク及びアンプの使用、大音量の楽器類（打楽器、管楽器「ラッパの類」等）の演奏及び歌唱、公園利用に支障となるダンス等による自己表現。
- 七 特定の個人に相對し、その精神的領域に関与する行為。又は、そのような外観を有する行為。
- 八 販売価格が5,000円を超える作品。
- 九 前各号のほか、井の頭恩賜公園において禁止されている行為。
- 十 著作権を侵害するおそれのある作品（原材料を含む）または行為。
- 十一 その他、アートキャスト審査会においてアートマーケットへの出展が不適と判断された作品等及び運営委員会が出展に適合しないと判断した作品等。

(新規登録の申し込み方法等)

第6条 新たにアートキャストへの登録を希望する者は、実施要綱第9条のアートキャスト登録申込書に出展趣意書、作品リスト及び出展の内容が判る写真その他事務局が必要と認める書類等を添えて、運営委員会に提出しなければならない。

- 2 作品の出展の申し込みは、その作品の制作者ごとに行わなければならない。ただし、ひとつの作品を、前工程と後工程に分担して制作する等、一体不可分の関係にある場合は、代表者1名の氏名で申し込むことができる（代表者以外の氏名を別途申告することを要する。）。
- 3 パフォーマンスの申し込みは、グループで行う場合、実際にパフォーマンスを行う者1名を代表とし、その氏名で申し込むこととし、アートキャスト名は、グループでの出展と判るよう、必ずグループ名としなければならない。また、人数及び各員の氏名を申告しなければならない。
- 4 アートキャスト登録申し込みは、原則として本人がアートキャスト登録申込書を指定の窓口を持参しなければならない。郵送による申し込みの場合、事務局にその理由を申し出、承認を得るものとする。代理人によるアートキャスト登録申込書の提出は認めない。
- 5 実施要綱第9条第3項に定める出展登録可能人数の上限は、アート部門180名、パフォーマンス部門30名とする。
- 6 事務局は、実施要綱第10条によるアートキャスト抽選会の結果、落選した者に対しては抽選結果通知書により登録者本人に通知する。
- 7 アートキャスト審査会の結果、登録資格に適合した者及び不適合の者に対しては、新規アートキャスト登録候補適合・不適合通知書により、登録申請者本人に通知する。
- 8 アートキャスト登録の申込者は、抽選結果及び審査結果について異議を申し立てることはできない。

(登録更新の申し込み等)

- 第7条 アートキャスト登録の更新は、実施要綱第16条のアートキャスト登録更新申込書に事務局が必要と認める書類を添えて、運営委員会に提出することにより行う。
- 2 アートキャスト登録更新の申し込みは、アートキャストがアートキャスト登録更新申込書を指定の窓口を持参、又は、郵送することにより行う。
  - 3 実施要綱第16条によりアートキャストの登録更新を認めるとき、同条第2項によりアートキャスト抽選会での抽選を省略するとき及び第4項により更新を認めないときは、出展登録更新適合通知書により通知する。なお、実施要綱第16条2項に規定する「①原則、出展実績が3日以上ある者」の「出展実績」は、本年度12月末日までの期間での出展実績とする。
  - 4 前項の出展登録更新適合通知書においては、適合の可否についてのみアートキャスト登録更新の申込者本人に通知する。
  - 5 アートキャスト登録更新の申込者は、審査結果について異議を申し立てることはできない。

(費用)

- 第8条 実施要綱第13条に規定するアートマーケットの実施に必要な経費(以下「登録料」という。)は、新規登録者にあつては1万2千円、前条による登録更新者にあつては1万円とする。
- 2 登録料の納付方法は、運営委員会が指定する銀行口座への振り込みとする。
  - 3 登録料の納付に係る費用は、第1項の通知又は交付を受けた者の負担とする。

(登録料の納付及び登録資格失効)

- 第9条 アートキャスト審査会に適合した者は、実施要綱第13条の登録料を事務局長が登録候補者通知書により通知する期日までに登録料を納付しなければならない。
- 2 正当な理由なく前項の期日までに登録料を納付しない者については、登録を認めないものとする。

(アートキャスト名)

- 第10条 アートキャストは、本名とは別にアートキャスト名を登録することを原則とする。
- 2 本名をアートキャスト名とするときは、アートキャスト名が公表・公開されることに同意するものとする。

(出展に際しての遵守事項)

- 第11条 アートキャストは、出展に際して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 アートマーケットの開催時間は実施要綱第22条第3項により午前9時からとし、終了時間は17時とする。ただし、午前8時45分から出展準備を可とする。開催時間以外において作品及びパフォーマンスの小道具類を放置しないこと。
  - 二 作品出展に係る一出展者当たりの出展面積は、間口1.5m×奥行き1mを上限とすること。
  - 三 作品出展者間の間隔は、相互に協力し、できるだけ詰めて出展すること

- 四 パフォーマンスは、自主的に場所・時間を譲り合って出展すること。
- 五 パフォーマンスにおいては、投げ銭の強要は認められないこと。
- 六 パフォーマンスの出展にあたっては、音量に注意し、近隣住民、公園利用者及び他の出展者に迷惑を及ぼさない範囲内であること。
- 七 園路へ広がる出展は禁止事項とし、来園者の通行の支障等について十分に注意すること。
- 八 音量の抑制、通行の支障の防止等について、公園管理者である東京都西部公園緑地事務所及び運営委員会等から注意があった場合は、直ちにその指示に従うこと。
- 九 出展中は、飲酒、喫煙（パフォーマンスにおいて煙草を用いた表現を行う場合を除く。）、お客様への暴言等、他者に不快と感じさせる行為は、絶対に行わないこと。一人の出展者の行為が、事業全体のイメージダウンにつながることを十分認識すること。
- 十 出展中は、販売品の価格を明示すること。

（登録証及び出展許可証の不携帯及び不掲示）

- 第12条 出展時の登録証及び出展許可証の掲示は、実施要綱第19条第3項に規定するアートキャストの義務であることから、登録証及び出展許可証を掲示しないときは、出展を中止しなければならない。また、事務局は、登録証及び出展許可証の不携帯が重なるとき及び登録証及び出展許可証の掲示状況に適切を欠く旨の指導を受けることが重なる場合は、当該アートキャストの登録取り消しを運営委員会に諮ることができる。

（登録の取り消し事由等）

- 第13条 実施要綱第16条第4項に規定する「出展内容等に適切を欠くもの」及び第17条第1項に規定する「不相当と認める行為」とは、概ね次の各号に掲げる行為とし、その他、運営委員会において決した事項とする。
- 一 実施要綱及び本要領に定める事項並びに井の頭恩賜公園において規制される事項に違反又は逸脱する場合。
  - 二 公園管理者である東京都西部公園緑地事務所及び運営委員会の指示に従わない場合並びに運営委員会等係員に対する適正を欠く行為等が見られた場合。
  - 三 出展者自らが手作りの作品以外の物品を出展した場合。
  - 四 アートキャスト登録をした者以外の者が作品の展示・販売を行った場合（代理、名義貸し等）。
  - 五 来園者との間でトラブルを生じた場合。
  - 六 来園者に対して危険を招来するような行為等を行った場合。
  - 七 他のアートキャストとの間でトラブルを生じた場合。
  - 八 アートマーケットの印象及び評価を低下させる行為等を行った場合。
  - 九 アートキャスト登録申込書や運営委員会の調査等に虚偽の内容を記載又は申告した場合。
  - 十 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他の反社会的勢力である者。

（同意事項）

- 第14条 アートキャストは、次の各号に掲げる事項について、同意するものとする。
- 一 運営委員会は、必要に応じて、アートキャスト番号及びアートキャスト名を公表・公開することができる。
  - 二 運営委員会が、アートマーケットの記録、広報、宣伝等のため、アートマーケットの実

施状況を撮影又は録画する場合、アートキャストは肖像権等一切の権利を主張できない。ただし、撮影又は録画が、特定のアートキャストを対象とする場合は、個別に対象となるアートキャストの許諾を得るものとする。

(登録取り消しの通知等)

第15条 登録を取り消す旨の通知は、文書により行う。ただし、アートキャストが文書の受け取りを拒んだ場合は、当該文書をアートキャストの面前において、読み上げることで、その要件を充足するものとする。

2 アートキャストに登録を取り消す旨の文書が到達せず、また、アートキャスト本人もアートマーケットに出展せず、本人への通知が困難であると判断された場合は、井の頭恩賜公園案内所前の掲示板及び野外ステージ前のアートマーケット掲示板にアートキャスト番号、アートキャスト名（本名を使用しているアートキャストの場合は省略。）及び登録を取り消す旨の通知文を4週間以上掲示することにより、その要件を充足するものとする。

3 登録を取り消す旨の通知にあつては、登録を取り消す根拠条文を明示するものとし、具体的な理由等については明示しない。また、出展登録を取り消す旨の通知に対して、アートキャストは、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第16条 その他、本要領の施行に関して必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要領は、令和元年7月31日から施行する。

この要領は、令和元年12月12日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年12月7日から施行する。

この要領は、令和2年12月15日から施行する。

この要領は、令和3年1月12日から施行する。

この要領は、令和3年11月24日から施行する。

この要領は、令和4年11月30日から施行する。